



委嘱式の様子

新 民生委員児童委員、主任児童委員のご紹介

任期：平成25年12月1日～平成28年11月30日

12月1日付けで、厚生労働大臣と福井県知事から新しい民生委員児童委員および主任児童委員が委嘱されました。委員の方々には、福祉サービス・福祉相談のパイプ役としてご活躍いただきます。お気軽にご相談ください。(敬称略、順不同、カッコ内は担当地区)

民生委員児童委員名簿

勝山▼工藤美恵子(元町1の1～3町内) 荒井悦子(元町1の4～6町内) 高田英男(元町1の7～8町内) 杉本時雄(元町2の2～5、7町内) 山岸祐子(元町2の1、6、8町内) 松田敏男(元町3の1、2、7、8町内) 木永つや子(元町3の3～6町内) 高田功三(昭和町1の1、2、3町内) 山場正之(昭和町1の3町内) 山川すえ(昭和町1の4町内)

部、昭和町3) 村上忠義(旭町1) 松井弘(旭町2の2、5、6町内) 細野順子(旭町2の1、3、4町内) 仲村龍男(旭毛屋町2、3、6町内) 四谷豊子(旭毛屋町1、4、5町内) 斎藤さとみ(立川町1～3町内) 山田信子(立川町4～6町内) 松村清美(下後) 玉木弘夫(上袋田、下袋田) 安田敬子(中後、上後、上郡) 久保すみゑ(上長瀬、栄町1、2) 加藤三三代(栄町3) 細野富恵(栄町4、5) 嶋田伊佐男(沢町1～5町内) 久保恵美子(沢町6)

9町内) 橋本進(芳野町1～3町内) 藤澤美年子(芳野町4～6町内) 境正夫(芳野町7町内)

猪野瀬▼柴田紀美代(片瀬、片瀬町) 四谷真弓(毛屋、猪野) 鳥山泰正(高島、西高島) 津張澄枝(若猪野、岡横江、猪野口)

平泉寺▼松井誠一(平泉寺上) 谷一夫(平泉寺下) 南清和(岩ヶ野、大矢谷、小矢谷、上野、池ヶ原) 松田八千代(赤尾、笹尾、神野) 山内正博(大渡、壁倉、経塚)

村岡▼長谷川淳一(郡町1、3町内) 林松治(郡町2、4町内) 竹内幸子(郡町5、6町内) 原田由次(長山町1) 松村信子(長山町2) 中野裕子(滝波町1、2) 多田与士光(滝波町5) 高野ことみ(浄土寺) 池田修一(寺尾、五本寺、黒原) 竜田正純(暮見、枅神谷、芳野ヶ原)

北谷▼伊藤雅子(木根橋、小原) 加藤美津子(中尾、杉山、北六呂師) 斎藤甚継(谷、河合)

野向▼東川吉雄(龍谷、竹林) 松谷九右エ門(北野津又、横倉) 石塚まつゑ(薬師神谷、牛ヶ谷) 西出嗣代(深谷、聖丸)

荒土▼前田信夫(新保、松ヶ崎) 朝井仁志(伊波、妙金島) 多田美知子(布市、清水島) 田中金之(堀名、中清水、北宮地) 木下元子(北新在家、松田、田名部) 袖川波津子(境、新道、西ヶ原、戸倉) 笠羽芳夫(細野口、別所)

主任児童委員名簿

大沢佑治・斎藤はつゑ(以上勝山) 楠美榮子・中村篤子(以上平泉寺、遅羽、猪野瀬) 田中美栄子・宇佐見美知子(以上村岡、北谷、野向) 笠松洋子・森下喜美子(以上荒土、北郷、鹿谷)

福祉・児童課(すこやか)内 ☎87・0777

高齢者の在宅生活を支援します！

市では、高齢者が自立した生活を継続できるように、次のような福祉サービスを実施しています。より安心して安全な暮らしのために、これらの事業をご活用ください。

健康長寿課(すこやか)内 ☎87・0888



生活を援助

買い物や掃除、調理、玄関前の除雪等を手助けします。対象▼65歳以上の高齢者世帯で、要介護認定を受けていない方(ただし、除雪援助の場合は要支援以上の認定を受けた方がいる世帯)

費用▼1回(1時間) 200円

※除雪援助は300円(一冬期間6回以内)



緊急時に備える

救急医療情報キットの配布 65歳以上の高齢者世帯(日中のみ高齢者世帯も含む)に、無料で救急キット(自宅での緊急時に、救急隊に医療情報等を知らせるためのもの)を配布します。



冷蔵庫内の分かりやすい場所に保管しましょう

緊急通報システムの設置 病弱なために緊急時の対応が困難な世帯に、緊急通報システム(シルバーコール)を設置します。

対象▼65歳以上の高齢者世帯で、要介護者として市の名簿(福祉票)に記載されている方の世帯 費用▼無料(ただし通話料は自己負担)

相談先▼地区の民生委員



緊急通報システム

配食サービスを通じた見守り

調理などが困難な方に、健康などを考慮した食事を配達し、安否確認を行います。

対象▼65歳以上の高齢者世帯で、要介護者として市の名簿(福祉票)に記載されている方 費用▼1食210円

相談先▼地区の民生委員

屋根雪下ろしの助成

65歳以上の高齢者世帯等で、要介護者として市の名簿(福祉票)に登録されているなど、市が定める対象要件に該当する方には、屋根雪下ろし費用の一部を助成します。なお、助成を受けるには事前登録が必要です。

助成金▶1回につき8,000円

※一冬期間2回以内、地区によっては4回以内 相談先▶地区の民生委員



要支援・要介護認定者 障害者控除の認定

12月31日現在で介護保険の要支援2または要介護1～5の認定を受け、障害者と同等と認められる65歳以上の方は、障害者控除の対象となります。

なお、対象者には1月下旬に「障害者控除対象者認定書」を送付します。

障害区分▶

- ・要支援2、要介護1・2→障害者
- ・要介護3～5→特別障害者